省令

○外務省・財務省・国土交通省令第一号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）第一条第一項及び別表の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令第一条第一項及び別表の規定に基づき物資を定める省令を次のように制定する。

平成二十二年七月二日

外務大臣　岡田　克也
財務大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　前原　誠司

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令第一条第一項及び別表の規定に基づき物資を定める省令

（国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令第一条関係）

第一条　国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（以下「検査法施行令」という。）第一条第一項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定める小型武器及びその関連物資は、次のいずれかに該当するものとする。

一　第六条第一号のイに掲げるもの又はそのために特に設計した部分品

二　第六条第一号のニの（一）の4から6まで又は8から10までに掲げるもの（4に掲げるものにあっては、口径七五ミリメートル以上のものを除き、6に掲げるものにあっては、携帯式対空ミサイルシステム発射装置を除く。）のうち、三名以下の人員によって運搬及び使用が可能なもの又はそのために特に設計した部分品

三　第六条第二号に掲げるもののうち、前二号に掲げるものの銃砲弾又はそのために特に設計した部分品

（国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表関係）

第二条　検査法施行令別表の一の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　核燃料物質又は核原料物質であって、次のいずれかに該当するもの

イ　ウラン又はその化合物

ロ　トリウム又はその化合物

ハ　プルトニウム又はその化合物

ニ　イからハまでの物資の一又は二以上を含むもの

二　原子炉若しくはその部分品若しくは附属装置又は車両、船舶、航空機若しくは宇宙空間用若しくは打ち上げ用の飛しょう体の原子炉用に設計した発電若しくは推進のための装置

三　重水素又は重水素化合物であって、重水素の原子数の水素の原子数に対する比率が五、〇〇〇分の一を超えるもの

四　人造黒鉛であって、ほう素当量が全重量の一、〇〇〇、〇〇〇分の五未満で、かつ、二〇度の温度における見掛け比重が一・五〇を超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの

イ　原子炉用のもの

ロ　原子炉用に用いることができるもの（イに該当するものを除く。）

五　放射線を照射した核燃料物質若しくは核原料物質の分離用若しくは再生用に設計した装置又はその部分品若しくは制御装置

六　リチウムの同位元素の分離用の装置又は核燃料物質の成型加工用の装置

七　ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置であって、次のいずれかに該当するもの若しくはその附属装置又はこれらの部分品

イ　ガス拡散法を用いるもの

ロ　遠心分離法を用いるもの

ハ　ノズル分離法を用いるもの

ニ　ボルテックス法を用いるもの

ホ　化学交換法を用いるもの

ヘ　レーザー分離法を用いるもの

ト　プラズマ法を用いるもの

チ　電磁分離法を用いるもの

八　周波数変換器又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ　ガス遠心分離機用の周波数変換器であって、次の（一）から（四）までのすべてに該当するもの

（一）出力が三相以上のものであって、周波数が六〇〇ヘルツ以上二、〇〇〇ヘルツ以下の出力を得ることができるもの

（二）出力電圧のひずみ率が二パーセント未満のもの

（三）出力周波数の精度がプラスマイナス〇・一パーセント未満のもの

（四）出力基本波電力の入力基本波電力に対する比率が八〇パーセントを超えるもの

ロ　周波数変換器であって、次の（一）から（四）までのすべてに該当するもの（イに該当するものを除く。）

（一）四〇ワット以上の出力を得ることができるもの

（二）出力が三相以上のものであって、周波数が六〇〇ヘルツ超二、〇〇〇ヘルツ未満の出力を得ることができるもの

（三）出力電圧のひずみ率が一〇パーセント未満のもの

（四）出力周波数の精度がプラスマイナス〇・一パーセント未満のもの

九　ニッケルの粉であって、径の平均値が一〇マイクロメートル未満で、かつ、重量比による純度が九九パーセント以上のもの又はこれを用いて製造した多孔質金属

十　重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　重水素若しくは重水素化合物の製造用の装置（濃縮用の装置を含む。）又はその部分品若しくは附属装置

ロ　重水の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であって、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）

（一）棚段塔であって、次の1から3までのすべてに該当するもの

1　細粒炭素繊を用いたもの

2　二メガパスカル以上の圧力で用いることができるもの

3　（二）に掲げる内部構造物を有するもの

（二）棚段塔の内部構造物であって、次の1から3までのすべてに該当するもの

1　断面積が二・五四平方メートル以上のものであって、二つ以上の部分に分割されているもの

2　気体と液体を向流的に流して接触させるように設計したもの

3　硫化水素に対して耐食性のある材料を用いたもの

（三）低温で用いられる蒸留塔であって、次の1から4までのすべてに該当するもの

1　細粒ステンレス綱であって、水素ぜい性のないものを用いたもの

2　断面積が〇・七八五平方メートル以上であり、かつ、長さが五メートル以上のもの

3　温度が零下二三八度以下で用いることができるように設計したもの

4　〇・五メガパスカル以上五メガパスカル以下の圧力範囲において用いることができるように設計したもの